

## 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の脱炭素に資する取組の促進を図るため、国の脱炭素融資促進に係る利子補給金（以下「国利子補給金」という。）事業の対象となる取組を実施する市内中小企業者等に対して、国利子補給金事業の指定金融機関（以下「金融機関」という。）が行った融資に係る国利子補給金に追加して、予算の範囲内において宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、地域脱炭素に資する設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に事業所を有する個人
- (2) 市内に事業所を有する会社

### (利子補給金の補助対象事業者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 市内において、別途定める国利子補給金の対象となる取組を実施し、その取組に対して融資を行う金融機関が、当該国利子補給金の対象事業として交付の決定を受けていること。
- (2) 融資の申込時から利子補給金の交付の請求時まで市内で事業を行っていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、利子補給金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (3) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- (4) 事業実施に当たって必要な許認可その他関係法令上の規定による要件を欠いている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が利子補給金の目的等に照らして適当でないと認める者

(利子補給金の額等)

第4条 利子補給金の額は、補助対象事業者が受ける当該融資に係るその年度の国利子補給金事業が定める単位期間ごとに、次に掲げる算式をもって算出し、その年度の単位期間ごとの額を合計した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を上限とし、予算の範囲内においてその年度の利子補給金の額を定めるものとする。

$$\text{単位期間ごとの利子補給金の額} = A \times B / C \times D$$

- A 貸付残高 : 当該単位期間における当該融資に係る貸付の残高  
(融資の返済を延滞している場合には、融資計画の貸付の残高とする)
- B 日数 : 当該単位期間における貸付残高の存する日の数
- C 1年の日数 : 365日(うるう年の場合は366日とする。)
- D 利子補給率 : 当該融資に係る金融機関の融資利率から国利子補給金の利子補給利率を引いたもので、0.7%を上限とする。

ただし、国利子補給金の利子補給利率を超えないものとする。

- 2 融資額のうち利子補給金の交付対象となる貸付残高は、3億円を上限とする。また、交付の対象となる融資とその償還方法、利払方法、利率等の条件については、国利子補給金事業が定める要件に従うものとする。
- 3 利子補給金の額は、遅延利息等については含まないこととする。

(利子補給金の期間)

第5条 利子補給金の交付対象期間は、補助対象事業者が受ける当該融資の開始の日から3年を経過するまで(融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで)の間とする。

(必要書類の収集)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、金融機関に交付の申請及び請求に必要な書類等の提供を求めるものとする。

- 2 申請者は、金融機関に利子補給金の交付申請・請求に添付する書類や実績報告書の提出等を委任することができる。また、金融機関はこれを受任することができる。

(利子補給金の交付申請)

第7条 申請者は、次の各号に定める書類を国利子補給金事業が定める当該年度の1月末までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し  
(発行日から6か月以内のものに限る。)
- (3) 申請者が個人の場合は、本人確認書類の写し
- (4) 市税に滞納がないことの証明書(写しでも可)  
(発行日から3か月以内のものに限る。)
- (5) 国に提出した国利子補給金関係の申請書とその添付書類の写し  
(国に交付申請前に提出した融資計画に係る書類を含む)
- (6) 国利子補給金事業に係る交付決定通知書(変更分を含む)の写し  
(国利子補給金を申請中の場合は、交付決定通知を受領した後、遅滞なく市長に提出すること。)
- (7) 委任状の写し(申請者が添付する書類の提出等を金融機関に委任した場合のみ)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者が第8条の規定による利子補給金の交付決定を受けた次年度以降に当該融資のその年度分の利子補給金の交付を申請する場合は、前項第2号及び第3号、第7号に定める書類を除くものとする。

(利子補給金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の利子補給補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、利子補給金を交付することが適当でないと認めるときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により利子補給金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の内容、または、これに付された条件に対して不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利子補給金決定事項の変更)

第10条 補助事業者が、利子補給補助金決定事項について変更を加えようとするときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金変更申請書(様式第5号)及び国に提出した国利子補給金の変更申請書(添付書類を含む)の写しを提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

4 市長は、利子補給補助金決定事項の変更を承認しないときは、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金変更不承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、国に提出した実績報告に係る書類の写しを毎年3月下旬までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、金融機関等が国に事業状況報告書に係る書類を提出した場合、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。また、金融機関等が国の利子補給期間における最終年度の国利子補給金の交付を受け、国に事業効果報告に係る書類を提出した場合、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(利子補給金交付の請求及び交付)

第12条 第8条第1項又は第10条第2項の規定による通知を受けた補助事業者が利子補給金の支払いを受けようとするときは、当該年度の3月下旬までに、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付請求書(様式第8号)、当該融資に係る利子補給金の対象となる利子の支払を確認できる書類及び国に提出した国利子補給金関係の請求に係る書類の写しを市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の利子補給補助金交付請求書の提出があった場合において、金融機関等が国に提出した実績報告に係る書類の写しと共にその内容を審査し、適当であると認めるときは、国利子補給金事業の当該年度の各単位期間が満了後、補助事業者に対し利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の規定による利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において市長は、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金交付決定取消等通知書(様式第 9 号)により補助事業者に通知するものとする。

(1) 国が国利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、交付決定の内容を変更し、又は交付決定に条件を付した場合。

(2) 補助事業者が、法令、要綱、要領(以下「法令等」という。)又は、法令等に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。

(3) 補助事業者が、交付対象融資に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 補助事業者が市内に事業所を有しなくなった場合。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する利子補給金が交付されているときは、期限を付して当該利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において市長は、宇部市中小企業者等脱炭素融資促進利子補給補助金返還命令書(様式第 10 号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、天災地変その他、利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(遅延利息)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則(昭和 44 年規則第 4 号)の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により督促を受け、指定された期限(以下「指定期限」という。)までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例(昭和 39 年条例第 57 号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は

一部を免除することができる。

(報告)

第 15 条 市長は、利子補給金を交付した補助事業者に対し、脱炭素の取組状況について、関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行する。